

平成 31 年～平成 33 年  
島根県が発注する物品の売買、借入れ等に係る  
入札参加資格者のみなさまへ

～電子証明書（IC カード）の利用者登録が再度必要な場合があります～

平成 31 年～平成 33 年定期申請よりインターネットによる電子申請となったことに伴い、一部の方の「利用者登録番号」（以下「番号」といいます。）が変更となりました。

この番号はみなさまが電子入札システムを利用される際、システム登録に必要となる、とても大切な番号です。

電子入札で利用される電子証明書（IC カード）の登録内容を変更しなければいけない場合もありますので、かならずお読みいただきますようお願いいたします。

受任者の利用者登録番号が変更になりました（現在利用者登録がある方のみ）

これまで本社・本店等（＝代表者）及び支社・支店等（＝受任者）ごとに付与していた番号を、代表者本社の番号へ統一化を図ることとしました。

H28～H30

代表者	[利用者登録番号] 3201000100	[商号・名称] 株式会社 総務事務商事
受任者	[利用者登録番号] 3201000101	[商号・名称] 株式会社 総務事務商事 出雲支店
	[利用者登録番号] 3201000102	[商号・名称] 株式会社 総務事務商事 浜田支店

受任者の方は、利用者登録番号の  
末尾 2 桁が「01、02、03…」  
という番号になっています。



H31～H33

代表者	[利用者登録番号] 3201000100	[商号・名称] 株式会社 総務事務商事
受任者		

「代表者」と「受任者」の  
利用者登録番号が  
同じ番号となりました。

電子入札の際に必要な電子証明書（ICカード）を平成31年以降も利用される場合は、現在お持ちのICカードが代表者か受任者かどちらで登録されているかによって手続きが必要となる場合があります。

**受任者を置いておられる方、複数のICカードをお持ちの方は、必ずICカードの利用者登録番号の登録状況をご確認ください。**

◆代表者の利用者登録番号（10桁の末尾2桁が00の番号）で登録されている電子証明書（ICカード）の場合

利用者登録番号は現在（平成28年～平成30年）の番号を引き継ぎましたので、システムで再度利用者登録の変更を行う必要はありません。

<u>3 2</u>	<u>0 1</u>	<u>0 0 0 1</u>	<u>0 0</u>
島根県自治体コード	物品区分	一連番号	

◆受任者の利用者登録番号（10桁の末尾2桁が00以外の番号）で登録されている電子証明書（ICカード）の場合

現在（平成28年～平成30年）の受任者の利用者登録番号の末尾2桁はなくなり、「00」と統一され、代表者と同一の番号となります。

**平成30年12月28日（金）17時にICカードの登録情報を削除しますので、ICカードは情報が登録されていない、「未登録」状態となります。**

このため平成31年からの電子入札に参加される方は再度システム上で利用者登録の手続きを行う必要があります。なお、利用者登録の手続きは平成31年1月4日から行うことができます。

<H28～H30 受任者の方>

<u>3 2</u>	<u>0 1</u>	<u>0 0 0 1</u>	<u>0 1</u>
島根県自治体コード	物品区分	一連番号	枝番号



<H31～H33 受任者の方>

<u>3 2</u>	<u>0 1</u>	<u>0 0 0 1</u>	<u>0 0</u>
------------	------------	----------------	------------

**10桁ともすべて代表者と同じ番号となります。**

◆利用者登録番号の確認、再登録の方法については、以下に掲載しております。

## 1 島根県総務事務センターのホームページ

[https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/info/buppin\\_shinsei/from31\\_to33\\_buppin\\_nyusatsu\\_shikaku.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/info/buppin_shinsei/from31_to33_buppin_nyusatsu_shikaku.html)

トップ > 県政・統計 > 入札・契約 > 関連情報 > 物品入札審査申請 > 平成31年から平成33年までの入札参加資格審査のご案内

### 平成31年から平成33年までの入札参加資格申請のご案内

平成31年から平成33年までに島根県など各自治体が発注する物品の売買、借入れ等に係る競争入札等に参加を希望される方は、インターネットを利用した電子申請である「資格申請システム(外部サイト)」により申請してください。  
このシステムは島根県と県内7市町(以下「参加自治体」という。)が共同開発・共同運営しており、システム上で選択した参加自治体に一斉に申請を行うことができます。

◆参加自治体  
島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、奥出雲町

島根県  
電子調達共同利用システム  
ポータルサイト

◆◆H31-H33入札参加資格の認定を受けた事業者のみなさま◆◆  
※電子証明書(ICカード)に関する大切なご案内ですので、必ずお読みください。

- お知らせ
  - 【物品】の入札参加資格をお持ちの方(PDF)
  - 【物品】【役務】両方の入札参加資格をお持ちの方(PDF)
2. (別紙1) 電子証明書(ICカード)の利用者登録番号の再登録方法(PDF)
3. (別紙2) 資格申請システムによる「利用者登録番号」の確認方法(PDF)
4. (別紙3) 電子証明書(ICカード)の利用者登録番号の確認方法(PDF)
5. 島根県とお取引いただくにあたってお知らせとお願ひ

## 2 島根県電子調達システムポータルサイト

<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>

「トップ > 操作マニュアル」

～～～お問い合わせ先～～～

【物品、役務の入札参加資格者名簿に関すること】

■物品：島根県総務部総務事務センター 物品調達グループ

TEL:0852-22-5336/5342 FAX:0852-22-6171

■役務：島根県総務部管財課 財産活用推進スタッフ

TEL:0852-22-6197 FAX:0852-22-6037

【電子入札システムに関するヘルプデスク】

※電子調達システム(電子入札システム)と共通

TEL:0852-25-6701 (受付時間：県庁開庁日 9:00～17:00)

メール [denshi-tyoutatsu@pref.shimane.lg.jp](mailto:denshi-tyoutatsu@pref.shimane.lg.jp)